

2025年度版 運行管理者基礎講習用テキスト 本編 正誤表

	(誤)	(正)
150ページ 上枠内	○(6) 連続運転時間（1回が連続10以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下この条において同じ。）は、4時間を超えないものとする。ただし、特定運転者及び貸切バスに乗務する者が高速道路等（旅客が乗車することができる区間として設定したものに限る。）を運行する場合は、一の連続運転時間についての高速道路等における連続運転時間（夜間において長距離の運行を行う貸切バスについては、高速道路等以外の区間における運転時間を含む。）はおおむね2時間を超えないものとするよう努めるものとする。	○(6) 連続運転時間（1回が連続10分¹以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下この条において同じ。）は、4時間を超えないものとする。ただし、特定運転者及び貸切バスに乗務する者が高速道路等（旅客が乗車することができる区間として設定したものに限る。）を運行する場合は、一の連続運転時間についての高速道路等における連続運転時間（夜間において長距離の運行を行う貸切バスについては、高速道路等以外の区間における運転時間を含む。）はおおむね2時間を超えないものとするよう努めるものとする。